相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区関原二丁目四六番、最後の住所東京都足立区西新井栄町一丁目一八番一―六一二号　被相続人　亡　矢部　一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

事務所東京都文京区小石川二丁目二番一三―一一〇二号柴田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区北青山三丁目三三番地、最後の住所東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目三一番三―四〇六号　被相続人　亡　渡邉　雄洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川一丁目二一番地、最後の住所東京都北区滝野川一丁目二一番六号　被相続人　亡　髙橋　志はゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町大磯一四〇六番地、最後の住所東京都世田谷区船橋三丁目四番五号　被相続人　亡　柴山婦佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

東京都千代田区麹町五―三麹町秋山ビルディング九階篠崎綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠崎　正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市大里町二〇三八番地、最後の住所山梨県甲府市大里町一九〇五番地　被相続人　亡　三神　平治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

山梨県甲府市中央一丁目一二番二二号マリアージュビル六〇二颯法律事務所

相続財産管理人　弁護士　又川　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃市横越一五四番地一六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森　逸郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

事務所岐阜市神田町一丁目一番地五岐阜神田町ビル四階　かなくち経営法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鉾口　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区上矢部町七四八番地五二、最後の住所静岡県熱海市伊豆山七一七番地一　熱海伊豆海の郷　被相続人　亡　瀬野　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

静岡県三島市大宮町三丁目二〇番二三号　弁護士法人こだま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関　亮子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市下青島一二五〇番地二、最後の住所静岡県焼津市下小田六三五番地の五　被相続人　亡　大石　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

静岡県焼津市駅北四丁目一番一八号　相続財産管理人　司法書士　岩田　州生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿七丁目三〇七番地、最後の住所静岡県熱海市西熱海町二丁目二四番八号特別養護老人ホーム姫の沢荘　被相続人　亡　杉本　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

静岡県沼津市御幸町二五番三三号　はまゆう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮山克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市三二四一番地、最後の住所静岡県三島市一番町七番四号　間宮アパート一Ｆ　被相続人　亡　小林　達也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

静岡県三島市本町一四番一七号　シーショア三島本町四〇一　さいとう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区当知二丁目一〇〇九番地、最後の住所名古屋市中区丸の内一丁目七番三五号　被相続人　亡　井谷　八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

名古屋市中区丸の内三―七―七チサンマンション丸の内三〇一木本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊東　正晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市鶴来日詰町カ一三五番地、最後の住所和歌山県田辺市中辺路町小皆七四番地　被相続人　亡　正木千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬七一三番地の二

相続財産管理人　弁護士　中松　村夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市児島阿津一丁目一一〇七番地、最後の住所岡山県倉敷市児島味野五丁目六番一四号　被相続人　亡　横山　恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十一日

岡山市北区平野一四七番地一

相続財産管理人　司法書士　松田　修

第61期決算公告

平成29年6月21日

北海道北広島市大曲工業団地6丁目2番地13

ＭＰアグロ株式会社

代表取締役　木村　友彦

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,607,404	流動負債	10,434,510
固定資産	2,810,961	（賞与引当金）	(298,500)
		固定負債	848,365
		（退職給付引当金）	(769,112)
		株主資本	4,104,052
		資本金	44,200
		資本剰余金	254,500
		利益剰余金	3,805,352
		利益準備金	23,680
		その他利益剰余金	3,781,672
		（うち当期純利益）	(734,621)
		評価・換算差額等	31,438
資産合計	15,418,366	負債・純資産合計	15,418,366